令和4年度第9回五島市農業委員会総会会議議事録

開 会 日 時	令和4年12月26日　午後1時30分							
閉 会 日 時	令和4年12月26日　午後3時00分							
場　　所	五島市役所新本館 3 階会議室（3-A,B,C）							
農 業 委 員 出 席 委 員 （17名）	1	南　忠明			3	山﨑　早苗	4	平田　光昭
	5	荒木　富男	6	今里　誠一			8	山本　実雄
	9	小林　善孝	10	古里　善秀	11	寺脇　八夫	12	長尾　五男
	13	上村　孝幸	14	角田　隆章			16	本村　　元
	17	寺坂　誠一	18	林　　賢市	19	山田　勝久		
欠 席 委 員 （2名）	2	出口　幸博	7	中村　耕二				
推 進 委 員 出 席 委 員 （　名）								
欠 席 委 員 （　名）								
署 名 委 員	4	平田　光昭	5	荒木　富男				
事　務　局	事務局長:吉田　典昭　次長:藤原　勝栄　係長:阿野舞子　事務職員:浜上研人 嘱託員:井川勝博							
	分室　富　江:橋口分室長　三井楽:安永係長　奈留:北川分室長 岐　宿:江頭分室長　玉之浦:熊川主査							

	議　題	件　　名	結　　果
上程案件及び処理結果	議案第 63 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断の取消について	可　　決
	議案第 64 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可　　決
	議案第 65 号	農地法第 3 条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 66 号	違反転用事案報告に係る意見について	可　　決
	議案第 67 号	農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 68 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 69 号	農用地利用集積計画の決定について	可　　決
	議案第 70 号	農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について	可　　決
	議案第 71 号	農用地利用配分計画（案）に対する意見について	可　　決
	議案第 72 号	五島市農業委員会が所管する手続等における情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の制定について	可　　決

＝午後1時30分　開会＝

□事務局

それでは、令和4年度　第9回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者数等のご報告をさせて頂きます。本日は、2番　出口幸博　委員、7番　中村耕二　委員、より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は、18名中16名となります。

よって、五島市農業委員会総会　会議規則第9条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは、これからの総会の進行を山田会長にお願い致します。

○議長（会長）

皆さんこんにちは。

出席委員は定足数に達しました。これより、令和4年度第9回五島市農業委員会総会を開会いたします。

○議長（会長）

それでは、議案第63号「農地利用状況調査に係る非農地の判断の取消について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長

議案説明の前に農地利用状況調査に係る非農地の判断の取消に関する参照条文を説明します。

1ページをご覧ください。

五島市農業委員会総会会議規則（議案及び動議の訂正又は撤回）第 16 条　総会の議題となった議案を訂正し、又は撤回しようとするときは、総会の承認を得なければならない。となっております。

2ページをご覧ください。

議案第 63 号をご説明いたします。

本案は、令和 4 年 10 月 26 日の総会において、農地利用状況調査に係る非農地の判断を得た案件でありますが、非農地通知を発出したところ、所有者より耕作している旨の連絡がありました。これを踏まえ再度現地確認をしたところ、椿を植栽しており、農地として利用されていると認められたことから、非農地判断の取消について総会の承認を得るものであります。所在、所有者は議案記載のとおりとなっております。

以上です。

○議長（会長）

質疑を行います。

質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長（会長）

質疑を終わり、採決いたします。

議案第63号「農地利用状況調査に係る非農地の判断の取消について」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第６３号「農地利用状況調査に係る非農地の判断の取消について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（会長）

次に、議案第６４号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長

議案第６４号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。

３ページをご覧ください。

農業委員会は、毎年 1 回農地法第 30 条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第 32 条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について　第 4(3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。

それでは議案について説明します。

４ページから２３ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回非農地と判断されたものは、田 60 筆、畑 460 筆で、面積は 326,069 ㎡となっております。

４月からの累計は、田 283 筆、畑 1,464 筆、樹園地 1 筆で、合計面積は 865,506 ㎡となっております。

以上です。

○議長（会長）

質疑を行います。

―質疑応答―

質疑はございませんか。質疑がある方は、挙手願います。

○議長（会長）

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。

議案第６４号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第６４号につきましては、すべて原案のとおり可決されました。

○議長（会長）

次に、議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
24ページをご覧ください。
議案説明の前に農地法第 3 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。
耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。
権利移動に係る許可要件ですが、第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。以上です

○議長（会長）
それでは、議案第65号について質疑を行います。
なお、議案第65号の1番については、1番　○○委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。
－1番退席－

○議長（会長）
事務局の説明を求めます。

□事務局
26ページをお開き下さい。
議案第65号
1 番　権利：所有権移転　有償

所在：三尾野町　畑1筆　　827 ㎡
譲渡理由：遠隔地にいて耕作できないので譲受人に譲り渡す。
譲受理由：譲渡人より譲受けて農業経営の規模拡大を図る。

12月 16 日に福江地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長（会長）
質疑を行います。質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長（会長）
質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長（会長）
では、採決いたします。議案第65号の 1 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

―賛成委員は挙手―

○議長（会長）

出席委員の過半数に達しています。よって本案は許可されました。

1番　○○委員の除斥を解き、出席を求めます。

－1番出席－

○議長（会長）

次に、議案第65号2番を審議いたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

2番　権利：所有権移転　有償

所在：岐宿町　田 12 筆　　11,755 ㎡

譲渡理由：遠隔地居住のため耕作できないので義妹へ売却する。

譲受理由：義姉より農地を購入して営農を始める。

12 月 16 日に山内地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長（会長）

議案第65号2番について質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長（会長）

質疑はございませんか。

―挙手なし―

○議長（会長）

挙手がないようですので、採決いたします。

議案第65号2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

―賛成委員は挙手―

○議長（会長）

出席委員の過半数に達しています。よって議案第65号の2番は許可されました。

○議長（会長）

次に、議案第65号3番を審議いたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

3番　権利：所有権移転　有償

所在：岐宿町　畑1筆　　547 ㎡
譲渡理由：健康を害して農業の継続が困難になってきたため、申請地を譲り渡す。
譲受理由：譲渡人の申出を受け、申請地を譲り受けて継続して水田として管理する。

12 月 16 日に岐宿地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法　第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長（会長）
議案第65号3番について質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長（会長）
質疑はございませんか。
―挙手なし―

○議長（会長）
挙手がないようですので、採決いたします。
議案第65号3番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
―賛成委員は挙手―

○議長（会長）
出席委員の過半数に達しています。よって議案第65号の3番は許可されました。

○議長（会長）
次に、議案第66号違反転用事案報告に係る意見について、1番を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
議長。
議案説明の前に農地法五十一条の農地の違反転用の処分に関する参照条文を要約して説明します。
27 ページから 29 ページをご覧ください。
都道府県知事等は、違反転用者等に対し、違反を是正するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
農地法の許可を受けないで転用し、または転用された土地が判明した場合は、工事停止命令及び原状回復命令。許可条件に違反して転用されている場合は、許可の取消と許可条件の変更及び条件の付加。詐欺その他不正な手段により許可を受けた場合は、許可の取消。また、本日の議案にもありますが、簡易手続相当案件以外の違反案件に対する手続として県と事務局レベルでの協議により、簡易手続相当の違反事案に該当しないと判断され、違反転用者等に対して「勧告書」にて文書勧告を行い、総会付議後「違反転用事案報告」を県に提出する事となっております。
それでは、30 ページをごらんください。議案第 66 号の 1 番をご説明いたします。
所在、違反転用者、違反の内容につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、平成 15 年に事務所及び倉庫等を建設しており、建設時から 20 年以上経過しておらず簡易手続相当にかかる基準に該当しないので、簡易手続以外の違反転用であると判断されます。よって許可権者である長崎県に違反転用事案報告するにあたり、悪意を持って転用したとは思われず、農地への原状回復は困難であり、追認許可はやむを得ないと認められ追認申請の手続をすべきものと認められます。

以上です。

○議長（会長）

次に、議案第６６号の１番に対する地区協議会会長の報告を求めます。

質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第６６号の１番に対する岐宿地区協議会会長の報告を求めます。

□岐宿地区協議会会長

岐宿地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第６６号の１番について、当協議会は去る１２月１６日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案について、簡易手続以外の違反転用と認められ、違反転用事案報告相当と判断されます。

違反転用の悪質性は無く原状回復は困難と思われ、追認許可はやむを得ないと認められます。

その旨長崎県に報告し追認申請の手続きをすべきものと決しました。

以上で岐宿地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）

岐宿地区協議会の報告に対し質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

□委員

この案件ではないですが、27 ページの原状回復の措置という所の原状のげんは、原っぱの原でいいんでしょうか。原なのか現れるなのか。

□事務局

原になっております。

□（今里誠一委員）

悪質な転用というのはどういうのが入るんですか。

□事務局

農業委員会の指導に従わず追認申請に応じない場合とか

今のところこういった案件はございませんが、そういった場合が悪質性だと思われます。

○議長（会長）

今の意見でよろしいですか。
委員会が違反転用を見つけた時、委員会が指導するという項目があります。
それに従わない時には、悪質な違反転用となると考えています。

□委員
例えば建物を建築しようとしている所を農業委員会がそれはダメだよと注意をしてでもまだ建築するような事などが悪質というようになるのではないかと思います。

○議長（会長）
質疑を終わり、採決を行います。
議案第６６号の１番に対する岐宿地区協議会会長報告は、「違反転用報告事案相当として県に報告し、追認申請の手続きをすべきものとする」であります。
岐宿地区協議会会長報告のとおり、「違反転用報告事案相当として県に報告し、追認申請をすべきものとする」にご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第６６号の１番は、「違反転用報告事案相当として県に報告し、追認申請をすべきものとする」に決しました。

○議長（会長）
次に、議案第６７号、「農地法第第４条の規定による許可申請に係る意見について」を審議いたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長。
議案説明の前に第 4 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。31 から 32 ページをごらんください。
農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。
許可基準は、立地基準と一般基準のこの２つの基準を満たす場合に限り許可することができる。
立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第１種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。
市街地化が見込まれる区域内にある第２種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。
また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第３種農地は原則として許可できる。
一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外についてです。

それでは、33 ページの議案第 67 号の 1 番をご説明いたします。
所在、申請人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
本案は、転用目的が農業用施設で、地域の農業振興や個人の農業経営上必要不可欠なものに該当し、原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可相当と判断されます。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となっておりますが、農業用施設につきましては、例外的に許可をすることができるとなっております。
申請地は、現状のまま利用し、農業用倉庫、牛舎、堆肥舎として利用しております。転用完了時から現在に至るまで土砂等流失や崩壊は無く、また、近傍農地への日照・通風・耕作等にも影響は無く、今後も被害の発生の恐れは無いと思われます。
以上です。

○議長（会長）
次に、議案第67号に対する山内地区協議会会長の報告を求めます。

□山内地区協議会会長
山内地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第67号の1番について、当協議会は去る12月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
本案について申請地は、農地法第4条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。
以上で山内地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）
山内地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。

―質疑応答―

質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長（会長）
質疑を終わり、採決を行います。
議案第67号に対する山内地区協議会会長の報告は、許可相当であります。
報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第67号は、許可相当と決しました。

○議長（会長）

次に、議案第６８号「農地法第５条の規定による許可申請に係る意見について」を審議します。

事務局の説明を求めます。

□事務局

34 から 35 ページをご覧ください。農地法第 5 条の参照条文については、農地法第 4 条参照条文のとおりであります。説明は割愛させていただきます。

それでは、36 ページの議案第 68 号の 1 番をご説明いたします。

権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第２種農地であます。

申請地は、盛土を最高 0.3m最低 0.2mの造成工事を施工します。また、近隣は住宅地となっており、営農等に支障は及びません。雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。以上です。

○議長（会長）

次に、議案第６８号 1 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。

質疑は、地区協議会会長報告のあとに行います。

それでは、議案第６８号の１番に対する福江地区協議会会長の報告を求めます。

□福江地区協議会会長

福江地区協議会の予備審議結果をご報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第６８号の１番について、当協議会は去る１２月１６日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案について申請地は、農地法第５条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で福江地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）

福江地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長（会長）

質疑を終わり、採決を行います。

議案第６８号の 1 番に対する福江地区協議会会長の報告は、許可相当であります。

報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号の1番は許可相当と決しました。

○議長（会長）

次に、議案第68号の2番を審議します。

なお、本案につきましては、1番　○○委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

－1番退席－

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、37 ページの議案第 68 号の 2 番をご説明いたします。

権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。

申請地は、現状のまま利用することで土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。建物の高さを加減することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し水路に排水する計画となっております。

以上です。

○議長（会長）

次に、本案に対する本山・大浜地区協議会の報告を求めます。

□本山・大浜地区協議会会長

本山・大浜地区協議会の予備審議結果をご報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第68号の2番について、当協議会は去る12月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案件について申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で本山・大浜地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）

本山・大浜地区協議会の報告に対し質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長（会長）

挙手がないようですので、採決いたします。

議案第68号の2番に対する本山・大浜地区協議会の報告は、許可相当であります。

報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号2番は、許可相当と決しました。

1番　○○委員の除斥を解き、出席を求めます。

－1番出席－

○議長（会長）

次に、議案第68号の3番を審議します。

事務局の説明を求めます。

□事務局

最後に、38 ページの議案第 68 号の 3 番をご説明いたします。

権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。

申請地は、現状のまま利用することで土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。建物の高さを加減することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し水路に排水する計画となっております。

以上です。

○議長（会長）

次に、議案第68号3番に対する富江地区協議会会長の報告を求めます。

質疑は、富江地区協議会会長報告のあとに行います。

それでは、議案第68号の3番に対する富江地区協議会会長の報告を求めます。

□富江地区協議会会長代理

富江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第68号の3番について、当協議会は去る12月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案について申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で富江地区協議会の報告を終ります。

○議長（会長）

富江地区協議会会長代理の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長（会長）

質疑を終わり、採決を行います。

議案第68号の3番に対する富江地区協議会会長代理の報告は、許可相当であります。

報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号の3番は許可相当と決しました。

○議長（会長）

次に、議案第69号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長

議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。

39、40　ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち 1 人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。

それでは、議案についてご説明いたします。41 ページをご覧ください。

1 番 1　　申請地　　畑 1 筆　　2,975 ㎡
1 番 2　　申請地　　畑 1 筆　　2,773 ㎡
1 番 3　　申請地　　畑 3 筆　　7,031 ㎡
以上、1 番 1 から 1 番 3 については新規で、契約内容は使用貸借権となっております。

2 番 1　　申請地　　畑 3 筆　　6,169 ㎡
こちらは共有持ち分の全員の同意となっております。
2 番 2　　申請地　　畑 2 筆　　2,732 ㎡
こちらは共有持ち分の全員の同意となっております。
2 番 3　　申請地　　畑 1 筆　　2,879 ㎡
2 番 4　　申請地　　畑 4 筆　　5,319 ㎡
こちらは共有持ち分の全員の同意となっております。
2 番 5　　申請地　　畑 1 筆　　3,073 ㎡
2 番 6　　申請地　　畑 2 筆　　5,557 ㎡
以上、2 番 1 から 2 番 3、2 番 5、2 番 6 については更新、2 番 4 は新規で契約内容は

賃貸借権となっております。

3番1　　申請地　畑1筆　2,112㎡
3番2　　申請地　畑1筆　1,851㎡
3番3　　申請地　畑1筆　2,329㎡
3番4　　申請地　畑1筆　2,262㎡
3番5　　申請地　畑1筆　2,325㎡
3番6　　申請地　畑1筆　1,533㎡
3番7　　申請地　畑1筆　3,046㎡
3番8　　申請地　畑1筆　3,266㎡
3番9　　申請地　畑1筆　1,449㎡
3番10　　申請地　畑1筆　2,286㎡
3番11　　申請地　畑1筆　1,828㎡
3番12　　申請地　畑1筆　3,476㎡
こちらは共有持ち分の全員の同意となっております。
3番13　　申請地　畑1筆　3,316㎡
3番14　　申請地　畑1筆　3,303㎡
3番15　　申請地　畑1筆　1,679㎡
以上、3番1から3番15については新規で、契約内容は3番13が解除条件付の使用貸借権、ほかは解除条件付の賃貸借権となっております。

4番　　申請地　畑2筆　2,815㎡
更新で、契約内容は使用貸借権となっております。

5番　　申請地　畑2筆　5,552㎡
更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

6番　　申請地　田1筆　1,568㎡
更新で、契約内容は使用貸借権となっております。

7番1　　申請地　田8筆　10,995㎡
7番2　　申請地　田2筆　7,016㎡
こちらは共有持ち分の全員の同意となっております。
以上、7番1、7番2については更新で、契約内容は使用貸借権となっております。

8番　　申請地　田2筆　3,412㎡
更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

続きまして所有権移転についてご説明いたします。

9番　　申請地　田2筆　4,800㎡
契約内容は交換となっております。

10番　　申請地　田3筆　4,615㎡

契約内容は交換となっております。

11 番　　申請地　　田 1 筆　　429 ㎡
契約内容は売買となっております。

申請番号 1 番 1～11 番につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の⑴の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長（会長）
質疑を行います。質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

□委員
2 の 4 の件ですが、これは更新ではなくて新規だと思うのですが。

□事務局
新規となっております。修正をお願い致します。

○議長（会長）
他に挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
議案第69号、貸借(たいしゃく)権設定の1番1から8番、2 番 4 を省きおよび所有権移転の9番から11番は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。
可決することに賛成の方は、挙手願います。

○議長（会長）
出席委員の過半数に達しています。
よって、議案第69号の貸借(たいしゃく)権設定の 2 番 4 を省き1番1外28 件、所有権移転の9番外2件については、すべて原案のとおり可決されました。

○議長（会長）
次に、議案第70号「農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
参照条文につきましては、議案第 69 号で説明したとおりでございますので省略いたします。

1 番 1　　申請地　　田 2 筆　　4,036 ㎡
1 番 2　　申請地　　田 3 筆　　4,338 ㎡
1 番 3　　申請地　　田 2 筆　　1,926 ㎡
1 番 4　　申請地　　田 3 筆　　7,450 ㎡
1 番 5　　申請地　　田 1 筆　　2,340 ㎡

1番6　　申請地　　田1筆　　1,585㎡
1番7　　申請地　　田1筆　　270㎡
1番8　　申請地　　田7筆　　6,280㎡
1番9　　申請地　　田5筆　　2,559㎡
1番10　　申請地　　田3筆　　1,696㎡
1番11　　申請地　　田4筆　　3,505㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。
1番12　　申請地　　田3筆、畑1筆　　計4,515㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。
1番13　　申請地　　田2筆　　1,755㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。
1番14　　申請地　　田2筆　　2,175㎡
1番15　　申請地　　田3筆　　3,362㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。
1番16　　申請地　　畑2筆　　1,645㎡
1番17　　申請地　　畑1筆　　8,977㎡
1番18　　申請地　　畑1筆　　3,382㎡
1番19　　申請地　　畑1筆　　3,874㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。
1番20　　申請地　　畑1筆　　3,325㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております。
1番21　　申請地　　畑1筆　　3,131㎡
1番22　　申請地　　畑1筆　　4,023㎡
1番23　　申請地　　畑3筆　　6,234㎡
1番24　　申請地　　田1筆　　1,996㎡

申請番号1番1から1番24の契約内容は、使用貸借権が1番2、1番8、1番12、1番15、1番18、1番20、1番21で、ほかは賃貸借権となっております。

申請番号1番各号につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長（会長）
質疑を行います。質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長（会長）
挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
議案第70号、貸借（たいしゃく）権設定の1番1から1番24は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第70号の1番1外23件については、すべて原案のとおり可決されました。

○議長（会長）

次に、議案第７１号「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長

それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。

62 ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第 70 号 1 番各号の利用権設定に係る配分計画であります。

以上です。

○議長（会長）

それでは、議案第７１号の１番から 2 番を審議します。

なお、本案については、１４番　○○委員より農業委員会等に関する法律第３１条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

－１４番退席－

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、議案についてご説明いたします。63 ページをご覧ください。

1 番 1　　申請地　田 3 筆　7,450 ㎡

1 番 2　　申請地　田 2 筆　2,175 ㎡

1 番 1、1 番 2 の契約内容は、賃貸借権となっております。

申請番号 1 番 1、1 番 2 の配分計画案につきましては、適当であると考えます。

以上です。

○議長（会長）

質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―「なし」という者あり―

○議長（会長）

では、採決いたします。

議案第７１号の１番１から１番２は、適当であるとの意見であります。

原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号の1番1から1番2は、適当であるとの意見に決しました。

14番　○○委員の除斥を解き、出席を求めます。

－14番出席－

○議長（会長）

続きまして、議案第71号の2番1以降を審議します。

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、2 番 1 以降についてご説明いたします。64 ページをご覧ください。

2 番 1　　申請地　田 2 筆　4,036 ㎡
2 番 2　　申請地　田 2 筆　1,926 ㎡
2 番 1、2 番 2 の契約内容は、賃貸借権となっております。

3 番　　申請地　田 3 筆　　4,338 ㎡
契約内容は使用貸借権となっております。

4 番 1　　申請地　田 1 筆　2,340 ㎡
4 番 2　　申請地　田 4 筆　3,505 ㎡
4 番 3　　申請地　田 3 筆　1,696 ㎡
4 番 1 から 4 番 3 の契約内容は、解除条件付の賃貸借権となっております。

5 番 1　　申請地　田 1 筆　1,585 ㎡
5 番 2　　申請地　田 1 筆　　270 ㎡
5 番 3　　申請地　田 5 筆　2,559 ㎡
5 番 1 から 5 番 3 の契約内容は、賃貸借権となっております。

6 番　　申請地　田 7 筆　　6,280 ㎡
契約内容は、使用貸借権となっております

7 番　　申請地　田 3 筆、畑 1 筆　計 4,515 ㎡
契約内容は、使用貸借権となっております

8 番　　申請地　田 2 筆　　1,755 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております

9 番　　申請地　田 3 筆　　3,362 ㎡
契約内容は、使用貸借権となっております

10 番 1　　申請地　畑 2 筆　　1,645 ㎡
10 番 2　　申請地　畑 1 筆　　8,977 ㎡

10 番 3　　申請地　　畑 1 筆　　3,874 ㎡
10 番 1 から 10 番 3 の契約内容は、賃貸借権となっております。

11 番　　申請地　　畑 1 筆　　4,023 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております

12 番　　申請地　　畑 3 筆　　6,234 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております

13 番　　申請地　　田 1 筆　　1,996 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております

申請番号 2 番 1 から 13 番までの配分計画案につきましては、適当であると考えます。
以上です。

○議長（会長）
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

□委員
配分計画には異議はないですが、解除条件付の賃貸借権と賃貸借権とありますよね。
どういうケースの場合に解除条件付を入れるのか教えてもらえますか。

□事務局
今回の場合は中州ファームさんが出て来ているんですけど、農地所有適格法人ではなかったので解除条件付という条件を付けたうえで利用権設定をするというような形になります。
基本的には認定農業者の方だったりが契約をする際は、そういったものはなくて、普通の賃貸借権、使用貸借だったりという形を取っております。以上です。

○議長（会長）
他にございませんか。
では、採決いたします。
議案第71号の2番1以降は、適当であるとの意見であります。
原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。
―「異議なし」という者あり―

○議長（会長）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第71号の2番1以降は、適当であるとの意見に決しました。

○議長（会長）
次に、議案第72号「五島市農業委員会が所管する手続等における情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の制定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます

□事務局

説明させて頂きます。

議案は 74 ページになりますが、直前に規則名の変更がありましたのでお手元に配布している資料と差し替えをお願いします。

議案第72号「五島市農業委員会が所管する手続等における情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の制定について」を説明致します。

本案は市民の利便性の向上及び事務の効率化を目的とし令和 4 年 12 月五島市議会定例会で議決を受け、行政手続きのオンライン対応を可能とする為の五島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例が交付予定となっており、当該条例の規則等への委任事項について定める必要がある事から提案し 12 月 23 日の例規審査委員会において新規可決されました。具体的に農業委員会においては、農林水産省共通申請サービス（通称イーマフ）の活用を想定しており、農林水産省の所管する行政手続きや補助金・交付金の手続きをオンラインで申請審査出来るよう整備が進められている所です。

以上です。

□事務局

簡単に申し上げますと、3 条等申請がインターネット環境があれば自宅のパソコンから申請ができる。また、国の事業とかそういった所の申請も自宅のパソコンから出来ることになります。市役所に行かなくとも自宅のパソコン職場のパソコン、スマホ、タブレットそういった所から申請が出来る。紙で持って行かなくて良いという事になりますから、ペーパーレスとかにもなりますし農水省の共通申請サービスがまとめて管理していますので、自分が申請したものが今どういう状態なのか、例えば役所でいえば係長→次長→局長のように決裁がどこにあるか。そこまで詳しくはないでしょうけど、自分の挙げた申請が今現在どこに行ってるか市役所か県か。どういう状態かというところまで見れるようになると聞いています。そういった申請がインターネットで出来るように今条例で規則を作って規定を整備していこうというところです。

以上です。

□委員

農地転用も入るんですか。

□事務局

農地法の 3.4.5 条の申請も出来るようになると聞いています。

□委員

農業委員会で議事録を私たちに送ってくるじゃないですか。

そういうのもインターネットで送ってくるという事もありえるんですか。

□事務局

ゆくゆくは議案書とか議事録という所もペーパーレス化して、整備されればタブレットの方で送ってくるとかそういった所も考えて、出来るのは出来ると思います。

○議長（会長）

いちいち役所に来なくて自分で申請して手続きを取れる。

申請が今どこまでいっているかそれも見ることが出来る。でも一応個人の皆様方の分に関しては事務局で一回閲覧してそれを総会へ挙げたりそれは今まで通りです。それを通り越して県に

行くことはないと思います。

□事務局

大きく申請書の手間と紙も省くという所が狙いです。

○議長（会長）

ゆくゆくはパソコンの中で処理できるという事になっていくと思いますけど、来年の一月から出来るようになります。

□委員

農地転用の許可を五島市でやるというのはまだ先に進んでないんですね。

□事務局

そういった所も出来るようになればそれを使えるようにする。その為に例規を整備しますが、まだそのシステム自体が出来上がってなくてもうしばらくかかると思います。

○議長（会長）

他にございませんか。

まだ中身がぼんやりしているんですけども、私達も前聞いてはいるんですけど。どこまで出来るかまではっきりしてないので、一応一月一日から出来るようになるという話は聞いています。出来る範囲でやっていこうかなと思ってますので、よろしくお願いしたいと思います。それでいいですか。

○議長（会長）

質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

他にありませんか。

なければ、本案に関しまして、先ほど運営員会を開催しましたので、その結果をご報告申し上げます。

議案第７２号「五島市農業委員会が所管する手続等における情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の制定について」は、「適当である」との意見に決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（会長）

それでは、採決を行います。

議案第７２号に対する運営委員会の報告は、「適当である」とのことであります。報告のとおり「適当である。」とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第７２号は「適当である。」との意見に決しました。

○議長（会長）

議題は以上で終了いたしました。

○議長（会長）

次に報告・協議事項に入ります。

報告・協議事項

(1) ながさき農業委員会1・1・1運動の各対策班報告について
(2) 会議等報告・予定について
(3) 農地所有適格法人要件確認について
(4) 農地転用許可不要案件届出書
(5) 非農地証明書交付願
(6) その他

について報告

○議長（会長）

以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。
これをもちまして、令和4年度第9回五島市農業委員会総会を閉会致します。

＝午後 3 時 00 分　閉会＝